

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の
制定に関する基準を定める省令等の一部を改正する省令（案）等について

消防庁予防課

1. 改正概要

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加している。現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）に適用される基準を定める必要性が生じている。

本改正においては、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成 14 年 3 月 6 日消防庁告示第 1 号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正内容

第一 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）

(1) 対象火気設備等の種類への「簡易サウナ設備」の追加【対象火気省令第 3 条関係】

簡易サウナ設備は、従来の消防法令上のサウナ設備と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加するとともに、所要の改正を行う。

- ・ 対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加
- ・ 対象火気設備等の種類の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に変更
- ・ 簡易サウナ設備の定義は「屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。」とする。

(2) 簡易サウナ設備について火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造に係る規定の整備【対象火気省令第 10 条関係】

固体燃料（薪）を使用する簡易サウナ設備について、不燃材料で造ったたき殻受け

を付設することとする。

- (3) 簡易サウナ設備について安全を確保する装置等に係る規定の整備【対象火気省令第 15 条関係】

簡易サウナ設備について、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとする。

ただし、薪を熱源とするものにあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとする。

第二 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する告示（案）

簡易サウナ設備について、周囲の可燃物との間の離隔距離（対象火気設備、器具等の設置の際に、当該対象火気設備、器具等と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離）は、周囲の可燃物が許容最高温度（100℃）を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととする。

3. 施行期日

令和 8 年 3 月 1 日

4. 経過措置

なし

5. スケジュール

【パブリックコメント】令和 7 年 7 月 23 日（水）から 8 月 26 日（火）まで（35 日間）

【 公 布 】令和 7 年 10 月頃（予定）